

審査基準(データ連携基盤整備事業者)

○審査の考え方

- ・審査に当たっては、人吉市スーパーシティ構想に係る連携事業者等選定委員会が、本事業に対する提案等について、以下の「審査基準表」に基づき、書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングにより審査する。
- ・選定委員1人当たり計100点とし、うち、全選定委員の平均点数において60点以上を得た事業者を連携事業者として選定するものとする。
- ・選定する連携事業者は一事業者に限定するものではない。
- ・応募者が1者のみである場合も審査の上、選定する。

【審査基準表】

評価項目		評価基準	配点
1 事業実績・事業体制	(1)人員及び実績	ア スマートシティ等関連事業の実績やスーパーシティ構想に必要な専門知識、技術力を有しているか。【スマートシティ等関連事業の実績】	10
		イ 本事業を迅速かつ円滑に遂行するために、管理責任者及びスタッフが適正に配置されており、十分な管理体制がとれているか(共同体の場合は、代表事業者の取りまとめ能力が十分であり、事業者の役割分担が明確かつ事業者間の連携が取れているか。)。【事業体制】	10
2 事業実施方針	(1)提案内容	ア データ連携基盤整備事業の概要やシステム構成等が適切な提案となっているか。【的確性】	10
		イ APIの公開等システム間の相互の連携及び互換性の確保の考え方が適切な提案となっているか。【互換性】	10
		ウ 本市内で実証又は実装できる具体的な提案となっているか。【具体性】	10
		エ 図表やイメージ等を効果的に使ったわかりやすい提案となっているか。【平易性】	10
		オ 国家戦略特別区域法第28条の2第1項に規定するデータの安全管理基準への適合や個人情報の保護に対する考え方が適切な提案となっているか。【安全性】	10
		カ 試算された初期費用とランニングコストは事業遂行の結果、得られる便益や収益に照らして妥当な額であり、本市において持続可能なサービス提供が担保される提案となっているか。自治体負担費用についても評価を行う。※概算費用で可とする。【持続可能性】	10
	(2)事業内容の総合的理解度等	ア 総合的に本事業の目的及び内容等の理解度が高く、事業実施の方向性が的確な提案となっているか。【理解度、専門性、実現可能性、プレゼンテーション能力】	20
合計			100